

議案第58号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月3日提出

清水町長 阿部 一 男

令和6年度 清水町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度清水町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	257,061 千円	568 千円	257,629 千円
第1項 営業費用	239,457 千円	568 千円	240,025 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年7月3日

清水町長 阿 部 一 男

令和6年度 清水町水道事業 補正予算実施計画（第2号）
収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			257,061	568	257,629
	1. 営業費用		239,457	568	240,025
		1. 原水及び浄水費	49,582	568	50,150

令和6年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第2号）
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1. 水道事業費用			257,061		568	257,629			
	1. 営業費用		239,457		568	240,025			
		1. 原水及び浄水費	49,582		568	50,150	5. 手数料	568	水質検査手数料